

社会福祉法人千歳会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人千歳会の役員及び評議員等の報酬等について定める。

(定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

3 一会計年度における役員報酬の総額は、500 万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第 3 条 理事長以外の理事が理事会に出席したときは、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第 4 条 理事長の報酬は、月額とし、別表 2 により支払うものとする。

2 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、特に法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により日額報酬等を支払うものとする。

3 定款第 16 条の業務執行理事又は理事長の命を受けた理事が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、前項の報酬等を支払うものとする。

4 評議員が評議員会以外の日において、特に法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、第 2 項の日額報酬等を支払うものとする。

(監事の報酬等)

第 5 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。ただし、理事会及び評議員会に出席し、同日に監事業務を行った場合は、別表 1 に代えて次項の報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 の報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情処理委員会第三者委員の勤務報酬等)

第 6 条 苦情処理委員会第三者委員（以下「第三者委員」という。）が理事会及び評議員

会に出席したとき及び理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。但し、理事会に出席し、同日にあわせて第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わない。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第 7 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給するものとする。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第 8 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第 9 条 役員等は、法人職務証跡の作成に努めるものとする。

(改正)

第 10 条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別表1 (会議の報酬)

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事会出席報酬等	10,000円	2,000円	第3条、第5条1項
評議員会出席報酬等	10,000円	2,000円	第3条、第5条1項

別表2 (役員等の業務報酬等)

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長報酬 (月額)	250,000円	よしかわエンゼル 保育園 職員 の旅費に関する 規程 を準用	第4条第1項
特別業務報酬等 (日額)	10,000円		第4条第2項から第4 項
監事業務報酬等 (日額)	18,000円	2,000円	第5条第1項但書、 同上第2項
苦情処理委員会第三者委 員報酬等 (日額)	10,000円	2,000円	第6条

別表3 (旅費)

名 称	宿泊費	報酬	その他
出張旅費 (日額)	20,000円	15,000円	実 費